

古賀市交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長（代理者を含む。）が市政の円滑な運営を図るため、市を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、その支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 弔慰 葬儀等における香典、生花、弔電に係るもの
- (2) 見舞 傷病、災害等による見舞に係るもの
- (3) 慶祝 記念行事、祝賀会等における御祝及び祝電に係るもの
- (4) 会費 会合、会議、懇談会への参加に係るもの
- (5) 賛助 各種団体の活動趣旨への賛同に係るもの
- (6) 贈答 来客や訪問先等への贈答に係るもの
- (7) 激励 個人又は団体が、スポーツ、文化芸術等の振興により、予選を伴う全国大会等に出場する際の激励に係るもの
- (8) その他 前各号のいずれにも属さないもの

(支出対象)

第3条 交際費の支出対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市の職員、市の附属機関等の委員並びに市が補助金等を交付している個人及び団体については、弔慰、見舞、その他市長が特に必要と認めるものに限り対象とする。

- (1) 市の事務事業及び市政の円滑な運営に関係があるもの
- (2) 市政の伸展に功績があったもの

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出基準)

第4条 交際費は、その内容、対象及び金額が社会通念上相当と認められる範囲内となるよう留意し、別表第1に定める基準により支出するものとする。

(交際費の公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容等

2 交際費の公表は、当月分を翌月の15日までに、古賀市ホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

弔慰（現職）

支出対象		香典	備考
市長、副市長及び教育長	本人	10,000円	生花あり 初盆対応（線香セット等）
	配偶者、父母、子	5,000円	
市職員（非常勤嘱託職員含む。）	本人	10,000円	生花あり
議会	議員	10,000円	生花あり 初盆対応（線香セット等）
教育委員会	委員	5,000円	
選挙管理委員会	委員長	10,000円	初盆対応（線香セット等）
	委員	5,000円	
公平委員会	委員長	10,000円	
	委員	5,000円	
監査委員	本人	10,000円	初盆対応（線香セット等）
農業委員会	委員長	10,000円	初盆対応（線香セット等）
	委員	5,000円	
固定資産評価審査委員会	委員長	10,000円	
	委員	5,000円	
固定資産評価員	本人	10,000円	
人権擁護委員	本人	5,000円	
消防団	団長	10,000円	初盆対応（線香セット等）
	副団長	5,000円	
行政区長	本人	5,000円	
附属機関の長	本人	5,000円	古賀市行政組織規則別表第2に記載の者
市内関係団体の長	本人	5,000円	古賀市役職者名簿に記載の者
自治功労者	本人	5,000円	生花あり
関係する市町の特別職	本人	10,000円	宗像市、福津市、糟屋郡
	配偶者、父母、子	5,000円	
関係する市町の議長	本人	5,000円	宗像市、福津市、糟屋郡
地元選出の国会議員、 県議会議員等	本人	10,000円	
	配偶者、父母、子	5,000円	
福岡県特別職	本人	10,000円	知事、副知事、教育長
	配偶者、父母、子	5,000円	
県内市長	本人	10,000円	

弔慰（元職）

支出対象		香典	備考
市長、副市長及び教育長	本人	5,000円	
議会	議員	5,000円	
教育委員会	委員長	5,000円	
選挙管理委員会	委員長	5,000円	
監査委員	委員	5,000円	
農業委員会	委員長	5,000円	
消防団	団長	5,000円	

見舞

支出対象	基準額	備考
傷病により入院中の者	10,000円以内	市職員を除く。30日以上入院
甚大なる火災・災害を受けた者	10,000円以内	

慶祝

支出対象	基準額	備考
大規模な記念事業を行うもの	10,000円以内	懇親会等は会費で対応

会費

支出対象	基準額	備考
会合等の主催者	会費相当額	

賛助

支出対象	基準額	備考
市政の推進に必要なもの	相当額	社会通念上相当と認められる範囲

贈答

支出対象	基準額	備考
市政の推進に必要なもの	相当額	社会通念上相当と認められる範囲

激励

支出対象	基準額	備考
市を代表するもの	10,000円以内	教育委員会の助成を受けるものを除く。海外遠征等は別途協議

その他

支出対象	基準額	備考
市長が特に必要と認めたもの	相当額	社会通念上相当と認められる範囲